



福島医発第 251 号 (地)

令和 4 年 4 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる
主治医と学校医等との連携等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の整備に関し、令和 2 年度診療報酬改定において医療的ケア児が学校生活を送るに当たって必要な情報を主治医が提供した場合の評価が新設されたことを踏まえ、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れやその際の留意事項等が整理されたところです(令和 2 年 4 月 9 日付け福島医発第 132 号 (地) 参照)。

今般、令和 4 年度診療報酬改定により情報提供先が追加されたこと、及び上記通知において示された診療情報提供に基づく学校における医療的ケアの流れについて、一部説明が追加されたことを踏まえ、文部科学省より各都道府県教育委員会等に対し、学校において医療的ケアに対応できる体制構築のための必要な措置を講ずるよう通知が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

詳細については下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

記

1. 情報提供先の追加

令和 4 年度診療報酬改定において、医療的ケア児が安心して安全に学校等に通うことができるよう、主治医と学校医等との連携を推進する観点から、診療情報提供料 (I) の注 7 における情報提供先について、これまでの小学校、中学校等に加えて、幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)、高等学校*、中等教育学校の後期課程*、特別支援学校の幼稚部及び高等部*、高等専門学校*、又は同法 124 条に規定する専修学校*が追加された。(※18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日以前の患者が対象)

2. 主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れについて

(1) 具体的な流れ【令和2年3月16日元文科初第1708号の追加（令和2年4月9日付け
福県医発第132号（地）参照）】

《1》主治医から学校医等への診療情報提供について

診療情報を示す文書が主治医から学校に対して提供された場合、学校長は、速やかに学校医に提出し、主治医と学校医等との調整や、学校医や医療的ケア看護職員等と連携を図り、学校における医療的ケアの実施体制を整備すること。

《2》学校医の指示の下で、医療的ケア看護職員が医療的ケアを行う体制について

学校医は主治医から提供された診療情報をもとに医療的ケア児の状態を把握し、医療的ケア看護職員等と連携して、医療的ケア児の心身の状態の変化等について定期的な状態の確認を行う等、医療的ケア看護職員が医療的ケアを実施する上で必要となる医学的管理に努めること。

日医発第215号(健Ⅰ)・(地)
令和4年4月12日

都道府県医師会
担当理事 殿（地域包括ケア・学校保健）

日本医師会
常任理事 松本吉郎
渡辺弘司
(公印省略)

「令和4年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる
主治医と学校医等との連携等について（周知）」の送付について

平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の整備に関し、令和2年度診療報酬改定において医療的ケア児が学校生活を送るに当たって必要な情報を主治医が提供した場合の評価が新設されたことを踏まえ、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れやその際の留意事項等を整理しているところです。

この度、令和4年度診療報酬改定により算定先が追加されたこと、令和2年3月に示された診療情報提供に基づく学校における医療的ケアの流れについて説明が追加されました。

この度、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より各都道府県教育委員会等に対し、学校において医療的ケアに対応できる体制構築のための必要な措置を講ずるよう通知を発出するとともに、本会にも周知方依頼がありました。

つきましては添付のとおりお送り申し上げますので、学校における医療的ケアの実施に関する資料として、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしくお願い致します。

以上

4 初特支第 1 号
令和 4 年 4 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和 4 年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる
主治医と学校医等との連携等について（周知）

特別支援教育の推進につきまして、かねてより各段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

この度、文部科学省において、医療的ケア児に関わる主治医と学校医又は医療的ケアに知見のある医師との連携等について、各教育委員会等に対して、下記のとおり周知しました。引き続き、医療的ケア児の教育機会や医療安全を確保する観点から、各学校が、関係者一丸となって医療的ケアに対応できる体制を構築できるよう、貴会におかれましても、関係者に対し周知いただきますようご配慮をお願いします。

記

1. 令和 4 年度診療報酬改定における情報提供先の追加
2. 主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れについて

<別添資料>

令和 4 年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（周知）（令和 4 年 4 月 1 日付け初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）

【本件担当】

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課支援第一係

電話 : 03-5253-4111（内線 : 3967）

E-mail : seika@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和4年4月1日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和4年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる
主治医と学校医等との連携等について（周知）

医療的ケア児に関わる主治医と学校医又は医療的ケアに知見のある医師（以下「学校医等」という。）との連携等については、令和2年度診療報酬改定において、医療的ケア児が通う学校の学校医等に対して、医療的ケア児が学校生活を送るに当たって必要な情報を提供する場合の評価が新設されたこと等を踏まえ、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく学校における医療的ケアの流れやその際の留意事項について、「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（通知）」（令和2年3月16日元文科初第1708号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「令和2年3月通知」という）において整理したところです。

この度、令和4年度診療報酬改定により、下記1. のとおり、算定対象先が追加されました。「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（令和4年3月4日保医発0304第1号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官連名通知）

また、これまで、「令和2年3月通知」にて示していた、診療情報提供に基づく学校における医療的ケアの流れについて、下記2. のとおり説明を追加しましたので周知いたします。

学校の設置者におかれましては、引き続き、医療的ケア児の教育機会や医療安全を確保する観点から、各学校が、関係者一丸となって医療的ケアに対応できる体制を構築できるよう、必要な措置を講じてくださるようお願いいたします。

このことについては、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育員会及び所管の学校に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務主管課においては、所管の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の株式会社立学校事務主管課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、十分周知するようお願いいたします。

記

1. 情報提供先の追加

令和 4 年度診療報酬改定において、医療的ケア児が安心して安全に学校等に通うことができるよう、主治医と学校医等との連携を推進する観点から、診療情報提供料（Ⅰ）の注 7 における情報提供先について、これまでの小学校、中学校等に加えて、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、高等学校※、中等教育学校の後期課程※、特別支援学校の幼稚部及び高等部※、高等専門学校※、又は同法 124 条に規定する専修学校※が追加された。（※18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日以前の患者が対象）

2. 主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れについて

（1）具体的な流れ【令和 2 年 3 月通知の追加】

《 1 》主治医から学校医等への診療情報提供について

診療情報を示す文書が主治医から学校に対して提供された場合、学校長は、速やかに学校医に提出し、主治医と学校医等との調整や、学校医や医療的ケア看護職員等と連携を図り、学校における医療的ケアの実施体制を整備すること。

《 2 》学校医の指示の下で、医療的ケア看護職員が医療的ケアを行う体制について

学校医は、主治医から提供された診療情報をもとに医療的ケア児の状態を把握し、医療的ケア看護職員等と連携して、医療的ケア児の心身の状態の変化等について定期的な状態の確認を行う等、医療的ケア看護職員が医療的ケアを実施する上で必要となる医学的管理に努めること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL:03-5253-4111（内線 3967）